

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月9日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第11号

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「フロッピーディスク」の次に「、光ディスク」を加える。

別表2 電磁的記録の部(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録の款フロッピーディスクに複写したものの項の次に次のように加える。

光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したもの	1枚につき	100円
-------------------------------------	-------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。